

# 福岡県公報

令和元年5月28日  
第 7 号

## 目次

### 告示 (第37号 - 第49号)

- 水防警報を行う河川の指定 (河川管理課) ..... 2
- 洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の  
継続時間 (河川管理課) ..... 3
- 大濠公園能楽堂に係る使用料の徴収事務の委託 (文化振興課) ..... 3
- 土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) ..... 3

- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) ..... 5

## 公 告

- 令和元年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験の実施  
(高齢者地域包括ケア推進課) ..... 5
- 土地改良区の解散の認可 (農村森林整備課) ..... 6
- 土地改良区の解散の認可 (農村森林整備課) ..... 6
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 7
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ..... 7
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ..... 8
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) ..... 8
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出  
(中小企業振興課) ..... 8
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出  
(中小企業振興課) ..... 9
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出  
(中小企業振興課) ..... 9
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出  
(中小企業振興課) ..... 9
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出  
(中小企業振興課) ..... 10

## 海区漁業調整委員会

- 関門海域におけるマダコの採捕制限 (漁業管理課) ..... 10
- 関門海域におけるマダコの採捕制限 (漁業管理課) ..... 10

## 告 示

定期発行日 毎週火金曜日  
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号  
 福岡県 総務部行政経営企画課 社 会 印 刷 野 久  
 (電話) 092-643-3028 (電話) 092-262-5726

**福岡県告示第37号**

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定に基づき、水防警報を行う河川を指定したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

名 称	区 間	
	始 点	終 点
高良川	左岸 久留米市高良内町大字打掛口1693番1地先	久留米市野中町字高良川887番の4地先
	右岸 久留米市高良内町大字打掛口1689番地先	久留米市野中町字高良川426番地先

**福岡県告示第38号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく筑後川水系高良川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県告示第39号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく堂面川水系堂面川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県南筑後県土整備事務所において閲覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成19年福岡県告示第722号）は、廃止する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県告示第40号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく諏訪川水系諏訪川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県南筑後県土整備事務所において閲覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成20年福岡県告示第944号）は、廃止する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県告示第41号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく矢矧川水系矢矧川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成22年福岡県告示第94号）は、廃止する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県告示第42号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく金山川水系金山川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成20年福岡県告示第1419号）は、廃止する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県告示第43号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく大根川水系大根川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所において閲覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成22年福岡県告示第95号）は、廃止する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県告示第44号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく竹馬川水系竹馬川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成21年福岡県告示第1678号）は、廃止する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県告示第45号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく佐井川水系佐井川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県京築県土整備事務所において閲覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成20年福岡県告示第1420号）は、廃止する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県告示第46号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく城井川水系城井川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県京築県土整備事務所において閲覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成20年福岡県告示第2033号）は、廃止する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県告示第47号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、大濠公園能楽堂に係る使用料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
大濠公園能楽堂	福岡市中央区天神一丁目4番1号	株式会社西日本新聞イベントサービス	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

**福岡県告示第48号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 起業者の名称  
福岡市
- 2 事業の種類  
福岡市西長住公民館等複合施設改築事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
福岡市南区西長住一丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について  
本件事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について  
公民館は社会教育法第21条第1項の規定により「市町村が設置する」こととされており、また、老人いこいの家は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する普通地方公共団体が設置する公の施設に該当するため、福岡市は本件事業を施行する権能を有する主体であると認められる。  
また、福岡市は平成30年度一般会計予算により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
  - (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について  
本件事業は、福岡市が同市南区西長住一丁目地内において、福岡市西長住公民館（以下「西長住公民館」という。）及び福岡市立西長住老人いこいの家（以下「西長住老人いこいの家」という。）の複合施設を建設するものである。  
西長住公民館は、平成5年度に建設された公民館であるが、現行施設規模基準の公民館に比べて、集会室が狭あいである等施設規模が劣っているほか、玄関に段差

があり、自動扉やエレベーターも未整備である等、施設のバリアフリー化がなされておらず、機能的にも不十分であるため、公民館活動に支障を来している状況にある。また、同公民館は住宅地の袋小路内にあるため、住民の集散に不便であり、災害時の避難場所としても不適當であることから、それらを解消できる場所への移転整備が強く求められている。

さらに、西長住老人いこいの家は、昭和53年度に建設された軽量鉄骨プレハブ造の建物であるが、老朽化が著しい上に狭あいであり、西長住公民館と同じくバリアフリー化に対応しておらず、また、同公民館と離れた位置に建設されているため、校区活動への参加や世代間交流活動等、地域と連携した活動が十分に行われていない状況にある。

そこで、福岡市においては、両施設の改築の時期が重なったこと、土地の有効利用及び各施設の相互利用が図られることなどに鑑み、両施設を複合化した施設を整備することとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、各種の社会教育活動及び高齢者福祉活動を積極的に推進することにより、青少年、婦人、高齢者等に生きがいを提供し、生活文化の振興、社会福祉の増進、地域住民相互間の連帯意識の高揚等に大きな成果を上げることができ、また、両施設の相互利用が図られるほか、災害の際の一時避難所としての機能を兼ね備えた西長住校区のコミュニティ活動の拠点施設として、今後の地域活性化の展開の中心となることも期待できるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は確認されておらず、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、住民の利便性、環境、施設の機能、事業費の面等3案について検討を行った上で、住民の利便性が高く、環境が良好であり、災害の際の一時避難所としての機能を兼ね備え、事業費も3案中最小となる、社会的、経済的及び技術的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を

比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、両施設ともに住民の利用に支障を来しており、住民からも改築等の要望が出されていることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった福岡市西長住公民館等複合施設改築事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市南区役所（地域支援課）

**福岡県告示第49号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成29年12月福岡県告示第762号筑豊都市計画下水道事業小竹公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

小竹町

2 都市計画事業の種類及び名称

筑豊広域都市計画下水道事業小竹公共下水道

3 事業施行期間

平成17年1月5日から令和3年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成29年12月福岡県告示第762号の事業地に次の区域を加える。

小竹町 御徳

字鴻ノ巣の一部

赤池

字柳原の一部

(2) 使用の部分

なし

**公 告**

**公告**

令和元年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験を次のように実施する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

試験は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）の別添介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱3に定める者が、受験することができる。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験の方法により実施する。

(2) 試験の期日、開始時間及び場所

期 日	開始時間	場 所
-----	------	-----

令和元年10月13日 (日曜日)	午前10時00分	北九州市八幡東区平野一丁目6番1号 九州国際大学
		福岡市城南区七隈八丁目19番1号 福岡大学

(3) 試験の内容及び問題数

試験の内容及び問題数は次のとおりとし、その他詳細については、別に公表する。

区 分	問題数
介護支援分野	25問
保健医療福祉サービス分野	20問
	15問
合 計	60問

(4) 試験時間

120分（点字受験者180分、弱視等受験者156分）とする。

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類及び写真（申込み前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）並びに受験手数料9,700円を添えて、郵便（簡易書留に限る。）で公益社団法人福岡県介護支援専門員協会（郵便番号812-0016 福岡市博多区博多駅南二丁目9番30号。以下「介護支援専門員協会」という。）へ提出すること。

(ア) 実務経験証明書

(イ) 受験資格のあることを証明する書類

イ 受験手数料9,700円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込み受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合で

も返還しない。

(2) 受付期間

受験申込みの受付期間は、令和元年6月3日（月曜日）から令和元年7月2日（火曜日）までとし、受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 合格者の発表

令和元年12月3日（火曜日）に受験者全員に対し、合否の通知を行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、介護支援専門員協会（直通電話092-431-4590）に対して行うこと。郵便で申込要領の送付を希望する場合には、宛先及び郵便番号を明記して250円切手を貼った返信用封筒（角型2号程度でA4判の用紙を折らずに入れられる大きさのもの）を必ず同封すること。

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
合河西部土地改良区	令和元年5月15日

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
大河内土地改良区	令和元年5月15日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により飯塚市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

筑豊広域都市計画市場の変更（平成31年4月15日飯塚市告示第150号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
京都郡苅田町若久町二丁目6番6、6番14、6番23
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称、及び代表者氏名  
田川市大字弓削田171番地19  
板持 和夫

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市筵内字陳屋敷1372番12
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
宗像市自由ヶ丘南四丁目1番3-206号

徳川 智章

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大野城市乙金東一丁目1037番16、1037番18から1037番36まで、1038番4、1039番4及び1039番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
東京都西東京市北原町三丁目2番22号  
株式会社アーネストワン  
代表取締役 松林 重行

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
鞍手郡鞍手町大字新北字山田1812番2から1812番4まで並びに大字中山字丸ヶ内2742番3、2743番3、2745番3、2745番4及び2745番13並びに字幸ノ浦3378番12
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
遠賀郡水巻町吉田南四丁目4番17号  
株式会社OMテック  
代表取締役 小倉 数馬

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
柳川みやま土地改良区	令和元年5月17日

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
八女筑後地区土地改良区	令和元年5月17日

### 公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、久山町上久原土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小 川 洋

#### 1 再任した理事

氏 名	住 所
久 芳 三千夫	糟屋郡久山町大字久原4190番地2
松 尾 勇 一	糟屋郡久山町大字久原4212番地2
實 淵 晟	糟屋郡久山町大字久原4020番地
實 淵 和 敏	糟屋郡久山町大字久原4077番地2

矢 山 哲 也	糟屋郡久山町大字久原1261番地
---------	------------------

#### 2 新たに就任した理事

氏 名	住 所
久 芳 軍 治	糟屋郡久山町大字久原357番地2
久 芳 丈 明	糟屋郡久山町大字久原4051番地

#### 3 退任した理事

氏 名	住 所
阿 部 正 信	糟屋郡久山町大字久原902番地1
久 芳 博 文	糟屋郡久山町大字久原853番地

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小 川 洋

#### 1 届出年月日

令和元年5月9日

#### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめマートうきは

(2) 所在地 うきは市吉井町千年字町地157番外

#### 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

株式会社イズミ  
代表取締役 山西 泰明  
広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号  
他4社

株式会社イズミ  
代表取締役 山西 泰明  
広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号  
他4社

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
令和元年5月9日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 ゆめタウン遠賀
  - 所在地 遠賀郡遠賀町松の本一丁目1番1号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他19社	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他17社

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり

公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
令和元年5月9日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 ゆめタウン宗像
  - 所在地 宗像市田久字鍵分642-1外
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他26社	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他20社

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
令和元年5月9日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめモール柳川

(2) 所在地 柳川市三橋町蒲船津1408番地6外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他14社	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他11社

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年5月28日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年5月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン南行橋

(2) 所在地 行橋市北泉三丁目3番3号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他11社	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他10社

## 海区漁業調整委員会

### 筑前海区漁業調整委員会指示第187号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、関門海域でのマダコの乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。

令和元年5月28日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

1 指示の適用海域

福岡県海域のうち、次のA線、B線及びC線と陸岸によって囲まれた海域。

A線：福岡県北九州市若松区響町埋立地護岸東北端と山口県下関市竹ノ子島西南端を結んだ直線。

B線：福岡県北九州市若松区洞海湾港防波堤灯台から防波堤沿いに西へ1,550.28メートルの点（D点）と北九州市小倉北区藍島西端からD点を見通す線上の北九州市戸畑区新日本製鐵株式会社戸畑工場埋立護岸に設定した標識を結んだ直線。

C線：北九州市門司区旧門司門司埼灯台と山口県下関市火の山下潮流信号所を見通した直線。

2 禁止事項

体重400グラム未満のマダコを採捕してはならない。

3 指示期間

令和元年6月1日から令和4年5月31日まで

### 福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第69号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、関門海域でのマダコの乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。

令和元年5月28日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 高松 三男

1 指示の適用海域

次の基点第1号、(イ)、(ロ)及び基点第2号の各点を順次に結んだ直線と陸岸によって囲まれた区域

基点第1号 福岡県北九州市門司区旧門司門司埼灯台

基点第2号 福岡県北九州市門司区大字大久保、田野浦埠頭西側から11番目の繫船柱から東へ70センチメートルのところに設定した標識

(イ) 基点第1号から山口県下関市火ノ山下潮流信号所を見通す線の中央点

(ロ) 基点第2号から真方位7度30分、1,300メートルの点

2 禁止事項

体重400グラム未満のマダコを採捕してはならない。

3 指示期間

令和元年6月1日から令和4年5月31日まで